

# 1. 新型コロナウイルスワクチンについて

# 新型コロナワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

## 事務局案

### 【新型コロナウイルス感染症の位置づけ及びワクチンの接種について】

- 第53回分科会の議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけることとし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下のとおりとしてはどうか。

定期接種の対象者	(政令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上の者</li> <li>● 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの(※)</li> </ul>
	(省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 予防接種法施行規則においては、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。</li> </ul>
接種間隔・方法	(省令*)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年度一回筋肉内に注射する。</li> </ul>
長期療養特例	(省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行のインフルエンザと同様、特例の適用除外とする。</li> </ul>
定期接種対象者から除かれる者等	(省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行規定のとおりとする。</li> </ul>
副反応疑い報告基準	(省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在実施している特例臨時接種と同様の副反応疑い報告基準を定める。</li> </ul>
定期接種化の開始時期	(政令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年4月に、新型コロナウイルス感染症をB類疾病に位置づける。</li> <li>※定期接種の開始は、令和6年の秋とする。</li> </ul>
他のワクチンとの接種間隔	(通知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 注射生ワクチン以外のワクチンと同様の取扱いとする。</li> </ul>

\*を付した省令の規定については、今後の本分科会における議論等を踏まえて更に検討し、後日諮問を予定。

### 【用いるワクチンについて】

- 秋冬の接種に向け、用いるワクチンに含むウイルス株の選択については、インフルエンザワクチンに関する研究開発及び生産・流通部会の議論も踏まえ、最新のWHOの推奨株を用いることを基本としてはどうか。
- また、選択肢の確保の観点から、様々なモダリティのワクチンについても、開発状況に応じて用いてはどうか。
- 今後の具体的な検討については、インフルエンザワクチンにおけるワクチン株の検討と同様、研究開発及び生産・流通部会において行うこととしてはどうか。

### 【その他の検討事項及び今後の進め方について】

- ワクチンの初回・追加接種の取扱いについては、今後、薬事における検討状況等を踏まえ、今後改めて本分科会に報告等を行うこととしたい。
- 上記の検討状況等も踏まえ、必要な規定等について、改めて本分科会にお諮りしたい。

## 新型コロナワクチン接種の令和6年度の費用負担について

- 新型コロナワクチンの予防接種については、今年度までは全額国費・無料で実施しているが、来年度からの定期接種化の際、被接種者に費用負担が生じることとなる。
- 令和6年度の定期接種における標準的な接種費用は、以下のとおり**7,000円**として積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割を普通交付税措置することとする。低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7,000円を標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
特例臨時接種 (～R5年度)	無料(全額国費)	—	—
定期接種 (R6年度)	<b>7,000円</b>	<u>3,260円</u>	3,740円

※なお、インフルエンザのワクチン価格は、1,500円程度。

# 今年度のワクチン等の供給について、 及び、年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について

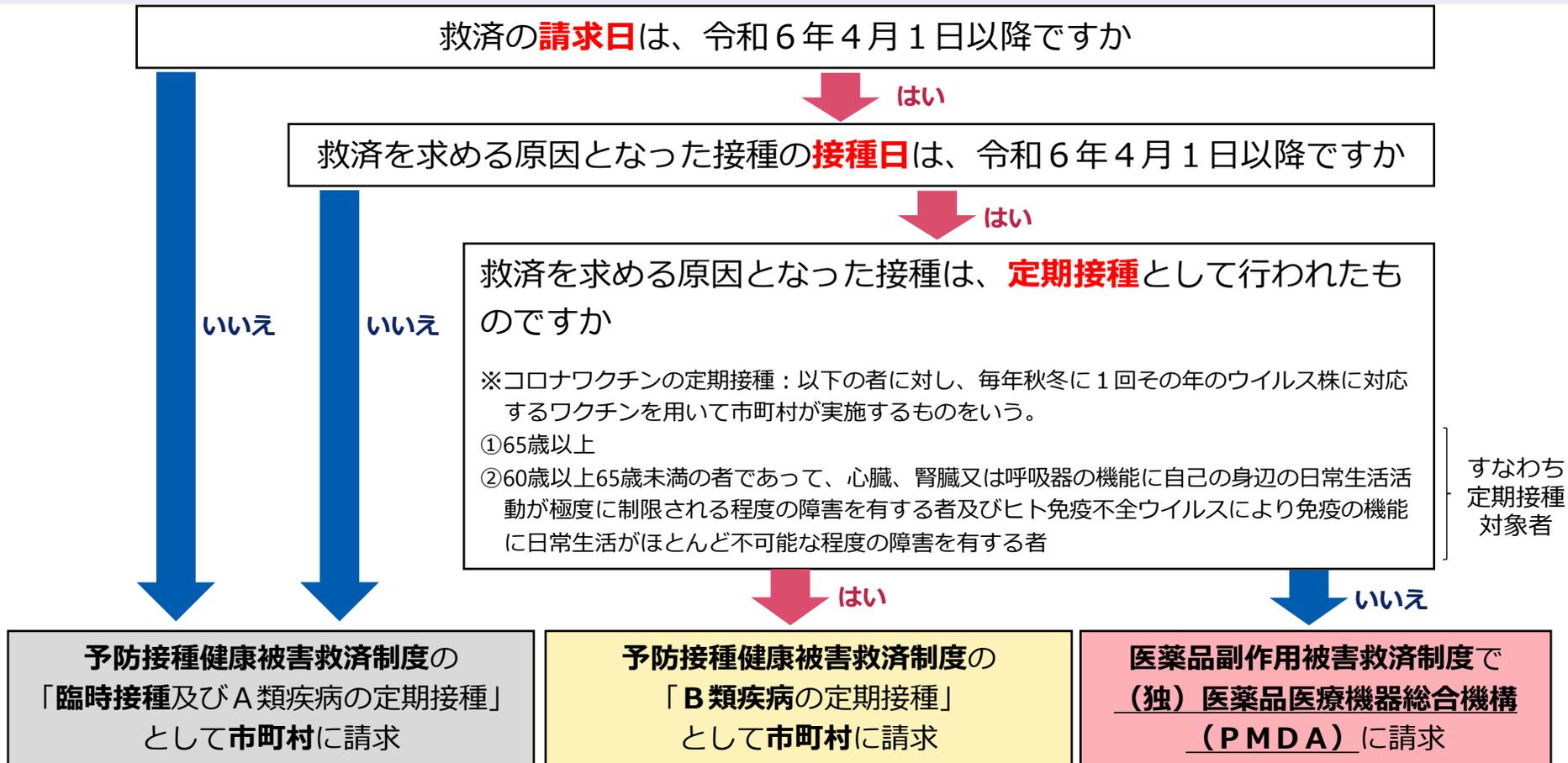
	現在	令和5年度の供給について	特例臨時接種が終了することに伴う 令和5年度末の対応等について
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種状況・予約状況等に鑑み、国が都度購入し、都道府県経由で配送。</li> <li>接種完了までの間、所有権は国に帰属（V-SYSを通じて管理）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月に、令和5年度最終クールとして、国購入済ワクチン残余分を希望する自治体へ配送予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例臨時接種終了時の自治体保有分は、国に所有権が帰属しているところ、国からの指示に従い、各自治体において廃棄していただく予定（事務連絡を発出予定）。</li> <li>令和6年3月末～4月上旬に、3月末時点の各自治体のワクチン残余数を調査予定。</li> </ul>
針、シリンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。</li> <li>譲渡後の所有権は、自治体に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの配送終了に併せ、針・シリンジの配送は1月末までとする予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例臨時接種終了時の自治体保有分は、自治体の規程に基づき適切に処理していただく予定（事務連絡を発出予定）。</li> </ul>

# 新型コロナワクチンの定期接種化 各市町村におけるスケジュールイメージ

	2024年 2月	地方議会 3月	4月	5月	地方議会 6月	7月	8月	9月	秋
(国説明会の予定)	▼ 自治体説明会〔第3回〕		▼ 自治体説明会〔第4回〕 予定		▼ 自治体説明会〔必要に応じ〕				
スキーム構築 必要な体制の確認	各市町村のスキーム構築 (システム改修、対象者抽出 など)				接種券(送る場合)・予診票・案内 確定→印刷		予診票等 送付		新型コロナワクチンの定期接種 開始
医療機関との調整	委託先医療機関への協力要請・選定				委託契約書の作成・締結				
予算の確保	● 当初予算	必要な予算措置に向けた検討・調整			● 補正予算				
ワクチンの情報 流通の見込み	調整中であり、詳細については追ってお示しする								
(その他) 現行の特例臨時接種の終了に伴う事項	年度末まで接種を実施		並行して終了に伴う準備・対応 (冷凍庫や保冷バッグの処理、 集団接種会場の撤去 など)		必要に応じて事後の対応				
	● 2月議会で 必要な措置		特例臨時接種 終了						

# 令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 申請される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい（後日、改めて通知発出予定）。



## 2. 令和6年度の定期接種について

# 疾病分類・定期接種の対象について（令和6年4月以降）

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A 類 疾 病	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後60日以上おいて生後12月～15月に至るまで（1回）
	B型肝炎<政令>	1歳に至るまで	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間（3回）
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風・Hib感染症	【5種混合ワクチン】 ・第1期：生後2月から生後90月に至るまで ※4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合（従前のとおり） ・4種混合の第1期：生後2月から生後90月に至るまで ・Hib：生後2月から生後60月に至るまで 【DTワクチン】 ・第2期：11歳以上13歳未満 ※第2期はジフテリア・破傷風のみ	【5種混合ワクチン】 第1期初回：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後6月から18月までの間隔をおく（1回） ※4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合の規定※5は、従前のとおり。 【DTワクチン】 第2期：11歳に達した時から12歳に達するまでの期間（1回）
	結核（BCG）	1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間（1回）
	麻しん・風しん※3	第1期：生後12月から生後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年	第1期：生後12月から生後24月に至るまで（1回） 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年（1回）
	水痘<政令>	生後12月から生後36月に至るまで	1回目：生後12月から生後15月に達するまで 2回目：1回目の注射終了後6月から12月の間隔をおく
	日本脳炎※4	第1期：生後6月から生後90月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満	第1期初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの期間（2回） 第1期追加：4歳に達した時から5歳に達するまでの期間（1回） 第2期：9歳に達した時から10歳に達するまでの期間（1回）
	ヒトパピローマウイルス感染症※3	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（3回）
ロタウイルス感染症<政令>	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで	1価：2回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで） 5価：3回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで）	
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者	注 一部記載は簡略化して記載している。 ※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。 ※2 接種回数は、標準的接種期間に接種を行った場合のもの。 ※3 風しん及びヒトパピローマウイルス感染症は令和6年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。 ※4 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。 ※5 4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合の標準的接種期間 ・4種混合 第1期初回：生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく（1回） ・Hib 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく（1回）
	新型コロナウイルス感染症<政令>	②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	
	高齢者の肺炎球菌感染症<政令>	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	

## 5種混合ワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

### 事務局案

- 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、5種混合ワクチンを定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等に関する具体的な規定について、以下のようにはどうか。

定期接種の対象者 (政令)	● 生後2月から生後90月に至るまでの間
接種間隔・方法 (省令)	● 初回接種：20日以上の間隔をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ● 追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下又は筋肉内に接種
標準的な接種期間 (通知)	● 政省令に規定した事項及び4種混合・Hibワクチンの規定を踏まえて整備。
用いるワクチン	● 使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。 ● ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとする。
長期療養特例	● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は、15歳未満とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期	● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	● 5種混合ワクチンの交互接種については、従来 of 取扱いと同様、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設ける。
副反応疑い報告基準	● 現行の4種混合ワクチンの副反応疑い報告基準を5種混合ワクチンに適用する。

- 標準的な接種時期（予防接種実施要領で示す事項）については、これまでの議論を踏まえ、4種混合・Hibワクチンの規定を参考に整備する。なお、用いるワクチンの添付文書における接種上の注意は記載整備される見込み。

#### 【規定のイメージ】

- ・ 初回接種：生後2月から生後7月に至るまで開始し、20日から56日までの間隔をおいて3回
- ・ 追加接種：初回接種終了後から6月から18月までの間隔をおいて1回

# 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

## 事務局案

- 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV15)を定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等に関する具体的な規定について、以下のようにしてはどうか。

定期接種の対象者 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後2月から生後60月に至るまでの間</li> </ul>
接種間隔・方法 (省令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初回接種：生後24月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定をPCV13同様に定める。</li> <li>● 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12ヶ月に至った日以降において、1回皮下又は筋肉内に接種</li> </ul>
標準的な接種期間 (通知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の規定と同様とする。</li> </ul> <p>(参考 現行規定の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでの間に開始し、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定がある。</li> <li>● 追加接種：生後12月から生後15月に至るまでの間に、初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回 ※ 他に、初回接種開始時に生後7ヶ月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者には、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行う規定がある。</li> </ul>
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用するワクチンはPCV15を基本とする。</li> <li>● ただし、当面の間は既存の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV13)も使用できる。</li> </ul>
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行のPCV13と同様、特例の対象とする。</li> </ul>
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行のPCV13と同様、現行規定のとおりとする。</li> </ul>
定期接種化の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。</li> </ul>
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PCV15とPCV13の交接種については、PCV13で接種を開始した場合でも、PCV15に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける。</li> </ul>
副反応疑い報告基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の小児の肺炎球菌感染症における規定のとおりとする。</li> </ul>

## まとめ

### 【高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの現状等】

- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについては、平成26年に定期接種に位置づけ、接種の対象者を「65歳の高齢者等」として実施しつつ、それ以上の世代についても接種機会を提供する目的で、経過措置を設けてきた。
- 2回の経過措置を経て、本来の接種対象年齢を超えた方における接種状況は65歳の方における接種率と同等程度となっている。

### 【侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷、ワクチンに関する知見等】

- 15歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）全体の年間累積罹患者数は、高齢者におけるPPSV23の定期接種化後、新型コロナ流行前までは、減少していなかった。また、高齢者における患者数も同様に減少していなかった。
- 15歳以上におけるIPDの症例から検出された肺炎球菌の血清型において、現在利用可能な他の肺炎球菌ワクチンと比べ、PPSV23でカバーされる割合は比較的高い。

### 【経過措置に関する小委における結論】

- 経過措置の終了に異論なく、基本方針部会に報告することとされた。
- 必要な周知等を進めるべきとの意見があった。

## 事務局案

### 【高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの対象者に係る経過措置について】

- 2回の経過措置（10年間）を通じた接種機会の提供の状況、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを取り巻く状況、小委における議論等を踏まえ、対象者に係る経過措置を予定どおり終了することとする。
- 今般の経過措置の終了を含め、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの制度や対象者等について、接種を希望される方の検討に資するよう、必要な情報提供等に取り組むこととする。

### 3. HPVワクチンについて

# 令和4年度から実施しているHPVワクチンに関する施策

## 1. 積極的勧奨（予診票の個別送付等）の再開

- 接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、**令和4年度から積極的勧奨（予診票の個別送付等）を再開。**
- 今後、HPVワクチンの定期接種を進めるに当たっては、接種後の症状に対する相談支援体制・医療体制等の維持・確保が重要。厚生労働省から、自治体に対して、関係機関（自治体、協力医療機関・地域の医療機関）に求められる役割についてお知らせしており、従来からの連携の枠組みを再活性化・強化。
  - ➡ 接種を希望する方に対し、適切かつ十分な情報提供、円滑な接種、接種後に体調の変化等が生じた方への必要な支援が行われるような体制を構築。

## 2. キャッチアップ接種

- HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった**10学年（H9年度生まれ～H18年度生まれ）すべてをキャッチアップ接種の対象**としている。 ※令和6年度からはH19年度生まれの女性もキャッチアップ接種の対象
- 接種対象者の接種機会の確保の観点や、地方自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、**キャッチアップ接種の期間は3年間**とする。
- 予防接種法施行令を改正し、**令和4年4月1日施行。**

2024(令和6)年1月26日

2022年度接種実績をふまえた  
生まれ年度ごとの累積初回接種率 (%)

	緊急促進事業
	定期接種対象
	標準的接種期間
	キャッチアップ

生まれ年度	2022年度内に達する年齢	~2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累積接種率
1994	28	53.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53.4
1995	27	74.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74.4
1996	26	78.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78.2
1997	25	78.5	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	81.8
1998	24	77.7	0.7	0.05	0	0	0	0	0	0	0	2.2	80.8
1999	23	65.9	2.3	0.1	0.04	0	0	0	0	0	0	3.4	71.8
2000	22	1.2	12.3	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0	0	6	20.0
2001	21	0	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0	0	0	0	7.5	9.1
2002	20	0	0	0.04	0.2	0.03	0.1	0.5	0	0	0	8.5	9.3
2003	19	0	0	0	0.03	0.1	0.1	0.3	1.2	0	0	9.0	10.8
2004	18	0	0	0	0	0.02	0.1	0.1	0.7	9.2	0	8.0	18.2
2005	17	0	0	0	0	0	0.03	0.3	0.4	2.8	20.3	7.9	31.6
2006	16	0	0	0	0	0	0	0.1	0.7	1.2	7.0	16.2	25.2
2007	15	0	0	0	0	0	0	0	0.2	2.0	4.5	10	16.7
2008	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	4.6	7.7	12.9
2009	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	6.3	8.1
2010	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	2.8

# HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（概要）

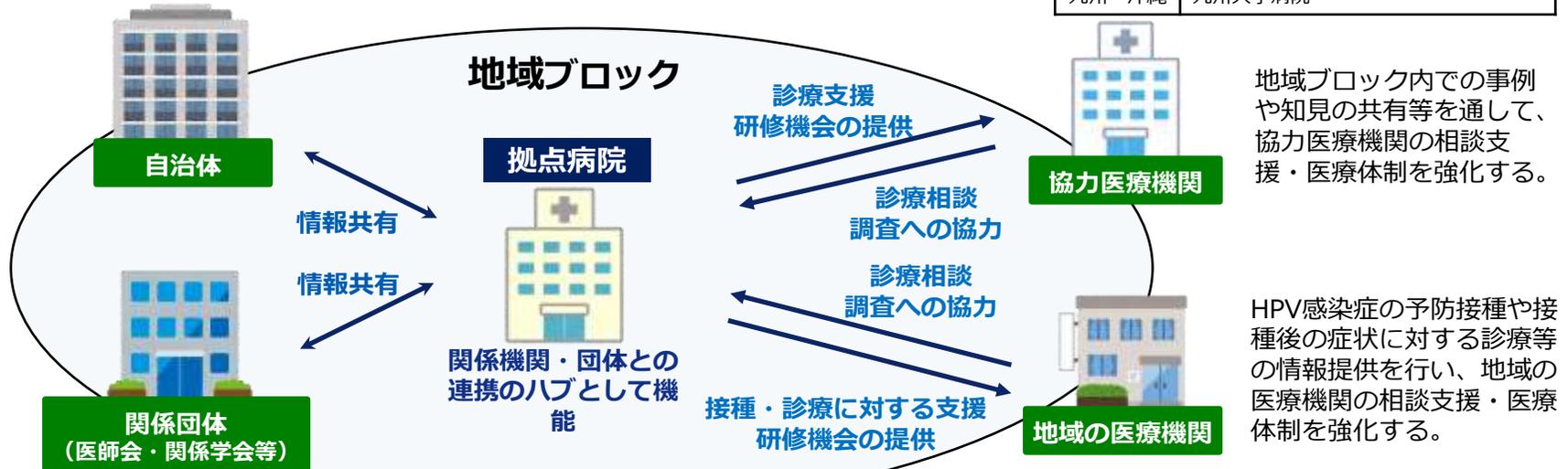
目的：ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を進めるにあたって、協力医療機関の中から、地域ブロック別に拠点病院を設け、HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制の強化を図る。

## 事業内容

日本全国を10ブロックに分け、地域ブロック別に拠点病院（1～2医療機関）を選定する。拠点病院は、医療機関・自治体・関係団体等との連携のハブとして、下記のような役割を担う。

- 協力医療機関や地域の医療機関との連携を構築し、研修会等の実施を通して、協力医療機関の診療支援・地域の医療機関に対する情報提供を行い、よりよい診療体制の構築に寄与する。
- 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、情報共有を行う。

ブロック	実施機関
北海道	北海道大学病院
東北	福島県立医科大学附属病院
関東	順天堂大学医学部附属順天堂病院
関東	横浜市立大学附属市民総合医療センター
甲信越	新潟大学医歯学総合病院
東海	愛知医科大学病院
北陸	富山大学附属病院
近畿	京都府立医科大学附属病院
近畿	大阪医科薬科大学病院
中国	岡山大学病院
四国	高知大学医学部附属病院
九州・沖縄	九州大学病院



注) 協力医療機関とは、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関を指す。



# 事務連絡（令和6年2月2日発出）

キャッチアップ接種の実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

## 【事務連絡】

事務連絡  
令和6年2月2日

【決定材料】  
自治体 衛生主管部（局） 課長  
【決定材料】  
自治体 衛生主管部（局） 課長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課中核接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する通知等について（要綱）

予部接種行動については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
ヒトパピローウイルス属種ヒト乳がんウイルス（以下「HPVワクチン」という。）については、種別が勧奨の進捗により接種機会を逸した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を創設しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、実施期間の終了まであと1年余りとなっていることから、キャッチアップ接種の対象者や保護者等への通知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。  
なお、公益社団法人日本医師会及び日本医学会に対し、本件に係る御理解力を依頼していることを申し上げます。

記

1. キャッチアップ接種の実施期間  
キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点から、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としています。  
実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

2. キャッチアップ接種に関する広報について  
HPVワクチンの定期接種の実施に当たっては、対象者が接種を希望・知照するためのHPVワクチンに関する情報等や、接種を希望する場合の具体的な接種のために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することや重要であり、厚生労働省において、HPVワクチンに関するリーフレットを作成しています。1月26日に開催された厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課中核接種・ワクチン分科会副任総務課長・衛生・免疫衛生課企画課長・ワクチン分科会副任総務課長・衛生・免疫衛生課企画課長等による感染症対策対策委員会における議論を踏まえ、リーフレットを改訂しましたので、対象者への情報提供にご活用いただくようお願いいたします。  
また、キャッチアップ接種の対象者への周知機会や、周知・広報のための資料についても、従前のとおり新たに作成しましたので、あわせてご活用ください。

## 【別紙一覧】

【キャッチアップ接種に関する資料】

別紙1 キャッチアップ接種リーフレット

別紙2 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（キャッチアップ版）

別紙3 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（カラー版）

別紙4 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（モノクロ版）

別紙5 キャッチアップ接種チラシ（一般向け）

別紙6 キャッチアップ接種チラシ（自治体向け）

別紙7 キャッチアップ接種ロゴマーク

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

別紙8 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

別紙9 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

別紙10 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

別紙11 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（定期接種版）

## 【参考】

- リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>
- その他の広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

# 今後の広報・情報提供について

接種対象者や保護者等へ向けた適切な情報提供を継続するとともに、令和6年度末にキャッチアップ接種が終了するため、その周知や再勧奨の際に自治体等で活用いただける資料を作成しております。

## 【リーフレットの改訂】



## 【再勧奨用はがきテンプレートの作成】



## 【チラシの作成】

(ポスターとしても使用可)



## 【キャッチアップ接種のロゴ】

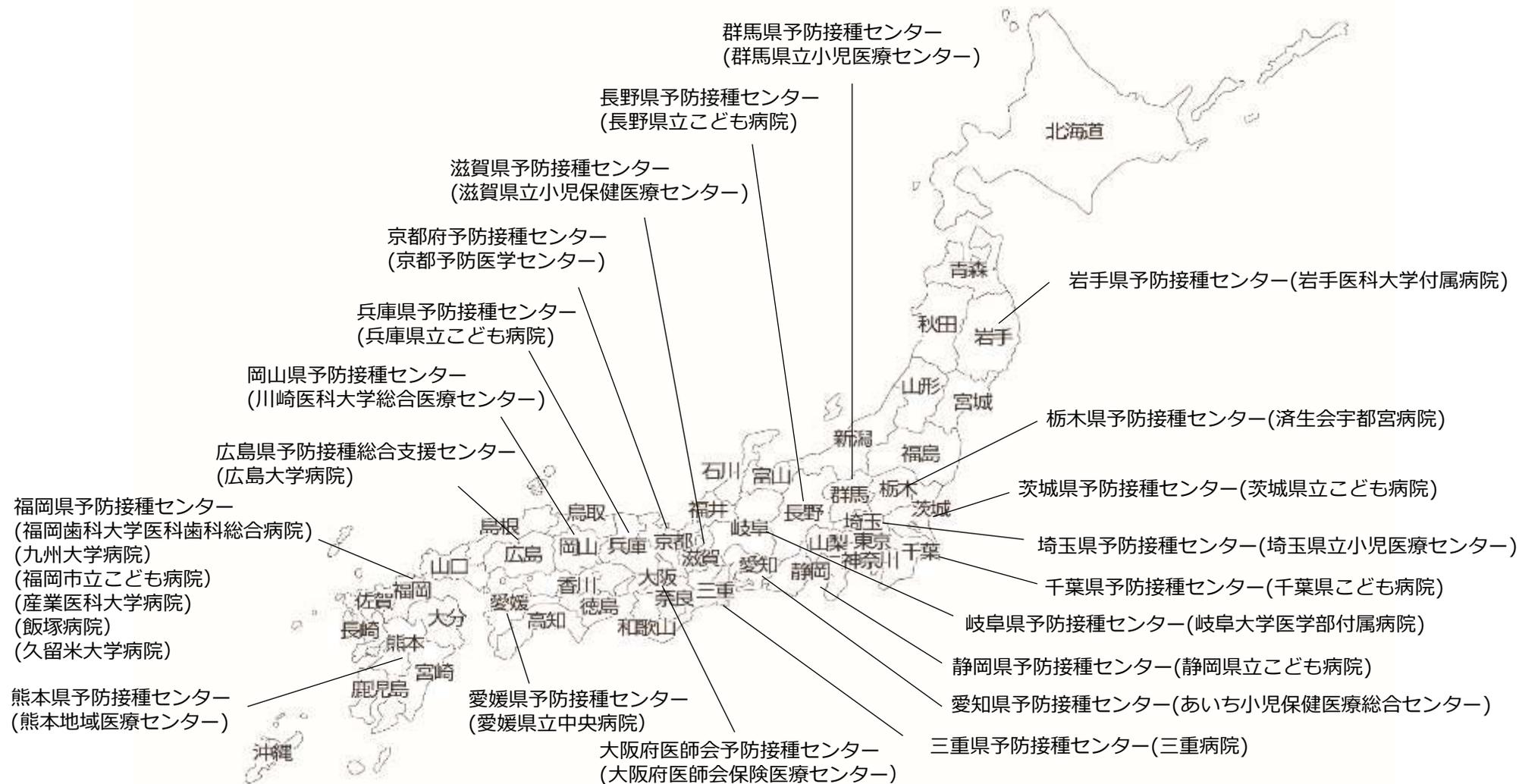


## 【その他 実施予定の施策】

- ・医療機関向け研修会（令和4年度より継続）
- ・接種対象者/保護者向けアンケート およびインタビュー調査
- ・自治体向け調査 など

## 4. 予防接種センター機能推進事業について

# 全国の予防接種センター（令和5年3月時点）



○ 予防接種センター機能は、現時点で20府県25カ所の設置に留まっています。  
地域での予防接種の中核機能として、全都道府県への設置と機能強化について、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。